

## 自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム（案）

（令和 2 年 月 日策定）

## 1 基本方針

自治医科大学卒業者の県内医療施設への配置にあたっては、大学の建学精神に則り、本県内の地域医療と保健の確保のうえで必要度の高い市町村立等病院について、本人の資質の向上を考慮のうえ決定する。

## 2 配置の要件

- (1) 身分は千葉県職員とし、県以外の機関への勤務については、別途定める派遣要綱による。
- (2) 就業義務年限は貸与期間の2分の3とする。
- (3) 卒業生は、卒業後直ちに2年間の臨床研修に従事した後、専門研修病院での勤務を開始するまでに別途定める診療科別コースを選択する。  
ただし、平成30年度以前に大学に入学した者についてはこの限りでない。
- (4) 臨床研修修了者は、次の事項を考慮して県内の市町村立等病院に配置される。そのローテーションは、原則として下記4のとおりとする。
  - ア 医療機関における医師の欠員状況
  - イ 公的診療所への派遣は、当該派遣機関を本務とする兼務形態による。
  - ウ 適当な指導医師がいること、もしくは適切な研修の機会が与えられること。

## 3 専門医資格を取得するための猶予期間

- (1) 専門医資格を取得することを目的に、義務年限を猶予することができる。
- (2) 猶予期間は1年又は2年とし、後期研修期間と猶予期間をあわせた期間において、取得可能な専門医資格の取得を目指すことができる。
- (3) 猶予期間の取得を希望する場合、当該期間を含む診療科別コースを選択する。
- (4) 猶予期間は義務年限に含めないものとする。

## 4 ローテーション

## (1) 猶予期間を取得しない場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修病院		市町村立等病院		専門研修病院		市町村立等病院		

## (2) 猶予期間を取得する場合

## 《猶予期間を1年間取得》

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
臨床研修病院		市町村立等病院		専門研修病院+専門研修連携施設 (猶予期間1年)		
8年目	9年目	10年目				
市町村立等病院						

## 《猶予期間を2年間取得》

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
臨床研修病院		市町村立等病院		専門研修病院+専門研修連携施設 (猶予期間2年)			
9年目	10年目	11年目					
市町村立等病院							